

報告第 6 号

教育庁等職員の任免についての専決処分報告

教育庁等職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成 27 年 5 月 21 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

教育庁等職員の任免について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁等職員の任免について専決処分を行う。

平成27年5月14日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

市町村立中学校統括事務長について、次のとおり発令する。

【平成27年5月18日付け】

新 任 職	現 在 職	氏 名
能代市立能代東中学校 統括事務長	能代市立能代南中学校 主任主査	栗 山 孝

（頭書）を命ずる